

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、母子保健法関連事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

母子保健法関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

つるぎ町長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健法関連事務				
②事務の概要	<p>本業務は母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠届出、母子健康手帳交付、妊産婦訪問指導、低体重児届出、未熟児訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>				
③システムの名称	1 健康管理システム 2 中間サーバ 3 宛名システム(団体内統合宛名システム)				
2. 特定個人情報ファイル名					
妊婦・乳幼児健診ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健センター				
②所属長の役職名	所長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	つるぎ町保健センター〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町真光字中須賀68番地1 電話番号0883-62-3313				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	つるぎ町保健センター〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町真光字中須賀68番地1 電話番号0883-62-3313				

II しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 1,000人未満(任意実施)</td></tr> <tr><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr> <tr><td>3) 1万人以上10万人未満</td></tr> <tr><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr> <tr><td>5) 30万人以上</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 1,000人未満(任意実施)	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上
<選択肢>							
1) 1,000人未満(任意実施)							
2) 1,000人以上1万人未満							
3) 1万人以上10万人未満							
4) 10万人以上30万人未満							
5) 30万人以上							
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 500人以上 2) 500人未満</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 500人以上 2) 500人未満				
<選択肢>							
1) 500人以上 2) 500人未満							
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点						
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td><選択肢></td></tr> <tr><td>1) 発生あり 2) 発生なし</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし				
<選択肢>							
1) 発生あり 2) 発生なし							

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第70項母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第9条		事前	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	所長 大西 裕司	所長 宮本 雅章	事後	
平成30年12月20日	I 5. ②所属長	所長 宮本 雅章	所長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報3. 個人番号の利用②法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第49項	番号法第9条第1項別表第一第49項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第40条	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第56の2、70項	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条	事前	
令和1年6月21日	IVリスク対策		追加	事前	
令和3年6月30日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条	番号法第19条第8号別表第二 【情報提供の根拠】 第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3 【情報照会の根拠】 第70項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 第69の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3	事前	条項号ズレについては、令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの